

「農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1．概要

農薬取締法に基づき立入検査等を行う職員の身分を示す証明書の様式に、顔写真及び生年月日の表記を追加するための「農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令（案）」に関して意見募集を行ったもの。

2．意見募集の結果

提出された御意見の数 2件

提出された御意見の概要及びそれへの対応方針については、別添の通り。

添付資料

別添 意見の要旨及びそれに対する見解

パブリック・コメントにおける意見の要旨及びそれに対する見解

1. パブリック・コメント

募集期間：平成19年12月5日から19年1月5日の間、意見が2通寄せられた。

2. パブリック・コメントにおける意見の要旨及びそれに対する見解

	御意見等の概要	御意見等に対する考え方・対応
1	検査担当官の身分を証明するIDがあり、本人と確認されることは重要であると考えます。現行の身分証明書もこれまで通り利用ができるようお願いしたい	過去に交付された身分証明書は、今般御意見を募集した省令の施行後においても、新たに交付される身分証明書とみなし、使用することができることとしています。ただし、その後の更新の際には、新しい様式に基づく身分証明書が交付されます。
2	現行の身分証明書は、条文の掲載上からこの大きさになっているのかもしれないが、二つ折りにできるとか、もう少し小型化を図る必要がある。	今回の改正は、身分証の本人確認を容易に行うことができるようにすることが目的です。身分証明書の小型化については、今後、国民の皆様からの御意見等を踏まえ必要に応じて検討することといたします。